特別支援教育と発達支援に関する覚書

大庭重治*

特殊教育から特別支援教育への移行に伴い,組織的かつ特別な配慮を必要とする子どもの範囲は大きく拡大することとなった。また,個人差への対応,教育的ニーズの把握,ニーズに応じた支援の実施がより一層強く求められている。これらの社会的要請に伴い,従来の特殊教育諸学校や特殊学級の教師はもとより,通常の学級を担当する教師も,様々な発達状態にある児童生徒に対して適切な支援を実施していかなければならない。また,児童生徒の保護者は,その代弁者として発達支援に積極的に関与することが期待されている。このようなことから,本稿では,発達支援過程において配慮を必要とする基本的事項の整理を通して,支援の中心となる教師や保護者が共通理解を得ておくべき内容を覚書として提供する。

キーワード:特別支援教育、発達支援、ニーズの把握、支援の実施、障害児童生徒

1. 特別支援教育における発達支援

平成15年3月に公表された「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」(2003)の中で、特別支援教育とは、「障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う教育」であると説明されている。すなわち、特別支援教育の実現においては、「個人差への対応」、「教育的ニーズの把握」、「ニーズに応じた支援の実施」が強く求められている。

これらの中で、個人差への対応については、日々の 実践においてその必要性を強く認識してきた教師は多いものと思われる。これに対して、教育的ニーズに関 しては、そもそもニーズとは何か、ニーズをどのよう に把握するのか、あるいは支援内容がニーズに応じた ものであることをどのように証明するのかなど、検討 すべき課題が残されている。

ここでは、このような特別支援教育を実施していく 過程において、特に「ニーズの把握」及び「支援の実施」に関連して、最低限配慮すべきであると判断される内容について整理する。これらの内容は、特別支援教育における中心的な支援者となる教師のみならず、支援を受ける児童生徒本人、あるいはその保護者においても理解を深めていくことが求められる内容であると思われる。

* 障害児教育講座

2. ニーズの把握(発達状態の理解)

ニーズの把握は、支援の直接的な対象である児童生 徒がどのような発達状態にあるのかを理解することで あると言い換えることができる。その際に配慮すべき 事項について、以下に列挙する。

1) 根拠に基づく評価

発達状態を理解するためには、その特性を把握するための一連の手続きが準備されることになるが、その過程においては、「根拠に基づく評価」を実施するための努力が求められる。「根拠に基づく評価」とは、「個人の経験や慣習に左右されることなく、客観的な情報をもとに確かな理論的根拠を背景として評価を実施する」ことを意味している(惠羅、2002)。

このような評価手続きにおいては、まず標準化された心理検査が利用される場合が多い。発達検査や知能検査の他、運動、知覚、言語など、特定の領域に関する検査も利用される。ただし、これらの検査を全ての教師が実施できるようになることは困難であると考えられることから、検査の実施が必要な時に、それに随時対応できる専門性を備えた人材の確保や外部機関との連携が必要である。

また、評価のための情報は、心理検査の他、学習の 観察からも得ることができる。その際、教職年数が長 い教師には、それまでに蓄積してきた実践的経験から 得られた方法論を整理するための作業が求められる。 そして、それらの方法論の中から、真に有効であると 考えられる方法については、その有効性が検証される 機会が与えられるように、その内容が広く公開されて いくことが期待される。これによって、教職年数が短 い教師は、経験豊富な教師がそれまでに蓄積してきた 知識の恩恵にあずかることができる。このような知識 の継承は、教育における実践の積み重ねそのものであ り、児童生徒の評価においては大きな力となっていく。

2) 個人特性と環境特性

個々の子どもの教育支援に関わるニーズの把握においては、「個人特性」と「環境特性」というふたつの側面からのアプローチが必要である。

「個人特性」の把握では、主に心理検査や行動観察を通して得られた資料が利用される。それらの資料は、現在どのような力が獲得されており、さらに今後どのような内容について学習を進めるべきかという課題の分析を可能とする。

一方、「環境特性」の把握は、支援の対象となる児童生徒がどのような学習環境に置かれているのかの分析に基づく資料が利用される。近年、障害のある子どもたちにとって学習環境は徐々に改善されつつあるものの、その対策には未だ不十分であると思われる側面も見られる。スロープやエレベータの設置などによる物理的バリアの改善は多くの学校において実施されるようになってきたが、学習時に必要な情報を収集するためのいわゆる情報のバリアに対する改善は今後の課題となっている。さらに、障害のある児童生徒が心理的な負担を感じることなく学習できるような環境作りも今後の課題であるといえる。

個人特性と並んでこのような環境特性も学習の実現 に大きな影響を与えることから、個人特性と環境特性 との相互作用を考慮してニーズを把握していくことが 必要である。

3) ニーズの把握における柔軟性

児童生徒のニーズは、発達に伴って常に変化していくものである。このため、長期的な見通しとともに、現実的な時間的展望に立った把握が求められる。すなわち、ニーズの把握を固定的なものとしてとらえるのではなく、柔軟性をもった対応が必要であり、実践の成果を評価しながら、設定されている目標の妥当性を確認し、必要に応じて修正をしていく作業が必要である。明確な根拠をもって目標を修正することは当然許容されるべき作業である。

3. 支援内容の選定

柔軟的なニーズの把握を行う一方で,それに応じて 具体的な支援内容を選定していかなければならない。 その際に配慮すべき事項について,以下に列挙する。

1)発達評価からみた妥当性

支援内容として選定される内容はニーズに応じた学習課題でなければならないことは言うまでもないが、その際には、個人特性や環境特性を念頭に置いた発達特性からみた妥当性が要求される。そして、選定された支援内容は、その子どもが可能であると思われる最大範囲において習得されることが期待される。また、支援内容の選定においては、ただ単に内容を列挙するのではなく、どのように支援していくのか、その支援方法と関連させて考えていくことが必要である。そのためには、児童生徒と関わる教師がどのような支援方法を提案できるのかが問われることになる。

2) 発達支援の目標 (Fig.1)

児童生徒は常に人間社会の中で生活しており、そこでは他者と交わることによって歴史の中で蓄積されてきた知識を獲得していく。また、他者を介して、環境の中にある事物の使用方法を学び、そこに活用されてきた知識も獲得していく。すなわち、人間社会の中で生活する児童生徒にとって、他者とのやりとりは発達

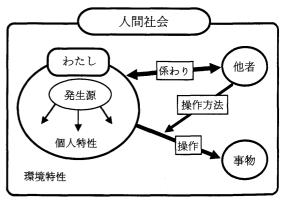


Fig.1 人間社会における発達支援

障害のある「わたし」の中には障害の発生源が存在する。それは「わたし」に様々な影響を及ぼし、「わたし」の「個人特性」を形成する。その「わたし」は、人間社会の中で、「他者」との係わりを通して様々な知識を獲得していく。また、他者の介入により、人間の知識の集積ともいえる「事物」の操作方法を習得していく。このように、他者との係わりは、「わたし」の発達において重要な役割を果たしている。そして、その係わりは、「わたし」を取り巻く「環境特性」との密接な関連の下で実現される。

において極めて重要な役割を果たしている(鹿取, 2003)。このため、児童生徒が人間社会の中で生きていくためには、コミュニケーション機能の獲得が支援目標の中核に位置付けられることが必要である。

3) 内発的動機づけ

支援内容を選定する際には、実際の学習においてできる限り児童生徒の自発的な活動が引き出されるような状況につながる内容を選定することが必要である。そのためには、児童生徒の興味のある題材を取り上げ、さらにそれに対して内発的に動機づけることが必要である(川村、2002)。そこでは、支援者と児童生徒が一緒に課題を遂行することによる交流感、自らの力を実感できるような状況での有能感、学習したい内容を自ら選択することによる自己決定感などが充足されることが期待されている。このような内発的動機づけは、その後の自己学習力の獲得にもつながっていく。

4. 支援実施時の配慮

実際に支援を実施していく際には、いくつかの配慮 すべき事項がある。それらの内容について以下に列挙 する。

1) インフォームド・コンセントの実施

発達支援におけるインフォームド・コンセントとは、 実施しようとしている「支援内容について説明を行い、 予め理解と了解を得ておく」という手続きである(日本発達心理学会、2000)。この手続きは、支援の提供者である教師と受益者である児童生徒本人及びその保護者との間での合意を得るための手続きであり、教師が支援内容に対する責任を明確に自覚するためにも必要な手続きである。

2) セカンド・オピニョンへの配慮

発達支援におけるセカンド・オピニョンとは、支援者から提案された支援内容や支援方法に対する第三者による評価や判断である。このようなセカンド・オピニョンの活用は、提案された内容が児童生徒にとって適切な課題内容を含み、適切な方法によって支援がなされようとしているのか、そのことを確認するためのひとつの手だてである。保護者は教育に関する専門家ではないため、支援内容や方法の妥当性を判断することは通常困難であり、それを補うものがセカンド・オピニョンであるといえる。セカンド・オピニョンの機会を設けることは、受益者側の権利であり、支援者側の義務であると考えてもよいであろう。少なくとも、提案内容が、連携を持つ関係者の複数の目に触れる機会を設定することは必要であろう。

3) テクノロジーの活用

発達支援の過程において、個人特性から判断された 未獲得の機能を埋め合わせる有力な手段として、テクノロジーの活用がある。コミュニケーションの補助手 段として、コンピュータを初めとする様々な機器を利 用することは、情報の取得、発信において大きな力と なり得る。このことは、環境特性の配慮におけるひと つの具体的な方策である。ただし、その実現のために は、そのテクノロジーを提供できる人が身近に存在す ることが必要であり、そのための知識と技能を備えた 人材の確保が求められる。

4) 支援資源の配分

発達支援における資源としては、人的、物的、情報に関する資源が考えられる。学校における人的資源は教師であり、物的資源は支援の場である教室であったり、教材・教具類である。また、情報資源は発達のの資源は実際の支援場面において無限に準備されているわけではない。支援を必要としている児童生徒に対して、限られた資源をどのように配分するのか、その時の平等性はどのように保障されうるのか。このような問題に対して、平等性は資源に対するアクセスの平等性として理解する考え方がある。しかしながら、必要性として理解する考え方がある。しかしながら、必要は低限の資源の配分は常に確保した上で、さらに必要な支援内容に対し、児童生徒の要求に応じて随時提供できるような体制を整備していくことが現実的である。

5) 支援関係者の連携

限られた教育資源を有効に活用していくためには、関係者が相互に役割分担をすることにより、ネットワークを構築して支援をしていくことが必要である。その際、児童生徒に対して組織的な支援を行うためには、児童生徒の学習状況や目標が支援関係者の中で共有されることが必要となる。しかしながら、一方では、そのような連携においては、個人情報の保護という極めて重要な義務を負うことになることも忘れてはならない。連携が密になるほど児童生徒の情報が流れることになるため、連携の輪の中で個人情報を管理し、保護するための配慮がより一層重要なものとなる。各支援者は、どこに、どのような情報が流されているのかを常に把握しておくことが必要である。

5. 支援の評価

発達支援を実施した後、その成果を適切に評価する ことは、その後の支援に活用できる貴重な情報を与え てくれる。そこで、具体的な計画の基に支援を実施し ていく過程において、支援の実施結果に関する記録を残しておくことが重要である。その際、可能であれば単独で評価を実施するのではなく、複数の教師によって評価を行うことができれば、その記録はより客観性を帯びたものとなり得るであろう。そのためには、評価の対象を明確にしておくことと共に、評価における観点も明示し、共通の物差しによって評価できるようにしておくことが必要である。また、実際に実施しておくことが必要である。また、実際に実施しておくことが必要である。また、実際に実施しておくことが必要である。また、実際に実施しておくことが必要である。また、実際に対する考察に関する事実を評価した内容、すなわち支援結果に対する考察とを明確に区別して記録することも必要である。さらかを評価するために、他の教師と相互に検討を行う機会を持つことも必要であろう。

一方,各教師による支援結果に対する評価を,受益者である児童生徒や保護者がどのように評価したかを検討することも重要な作業である。また,このような受益者からの評価に対して,さらに教師がどのようにそれらを受けとめたかが問われる。すなわち,受益者による評価を次の支援に活かしていくためには,受益者の評価結果に対する教師のさらなる評価が必要となる。このような評価連鎖の構築は,根拠に基づく支援の実現にとって不可欠な作業である。

6. 特別支援学校の役割

盲学校、聾学校、養護学校が、今後、特別支援学校 としてその姿を発展させていくためには、多くの課題 が残されている。その中で、特に発達支援に関連して 配慮しておくべき事項について以下に列挙する。

1) 支援の対象

特別支援学校の構想は、対象となる全ての学校が全ての障害種を扱うことを期待しているわけではない。 地域の実情に応じて各学校がどのような領域の教育に 携わることができるのかを的確に判断し、それぞれが 専門性をもって教育にあたることが期待されている。 また、特別支援学校における発達支援活動は、その学校に在籍する児童生徒に対する支援、地域の小・中学校に在籍する児童生徒や教師に対する支援、小中学校における支援活動そのものに対する支援など、これまで以上に広範囲にわたる機能が想定されている。

2) 支援内容

支援内容としては、様々な場面で展開される発達支援を実現するためのコーディネート、発達評価のための検査の実施やその解釈における専門的知識の提供、支援内容の選定における判断材料の提供などがある。また、各障害に対応できる専門性を備えた教師が確保され、それらの教師が支援を実現するためのテクノロジーを提供していくことも期待されている。

3) 支援の実現

学校が全体として、特別支援教育の実現過程において求められる支援内容を体系的に提供できるシステムを構築しておくことが必要である。また、そこに含まれる内容を、具体的にどのような手順により提供していくのか、すなわち、学校の内外における児童生徒への支援システムの適用をどのような手順で実施していくのかを明確にしておくことが必要である。さらに、児童生徒やその保護者、あるいは地域の小・中学校の教師が特別支援学校のサービスの提供を必要とした時に、そのサービスに容易にアクセスできるように、上記の支援内容や支援手順を分かりやすい形で公表しておくことが必要である。

汝 就

惠羅修吉 2002 発達障害児の評価と支援:根拠に 基づく教育実践に向けて.発達支援研究, 4, 2-4. 鹿取廣人 2003 ことばの発達と認知の心理学.東 京大学出版会.

川村秀忠 2002 学習障害児の内発的動機づけ:そ の支援方略を求めて.東北大学出版会.

日本発達心理学会 2000 心理学・倫理ガイドブック:リサーチと臨床. 有斐閣.

特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議 2003 今後の特別支援教育の在り方について(最 終報告)

付 記

本稿は、上越教育大学大学院修士課程において開講されている「障害児研究法」の一部、及び平成16年7月30日に岩手県立宮古養護学校において開催された岩手県高等学校教育研究会講演会「特別支援教育と発達支援」の内容に加筆、修正を加えたものである。